

会 計 年 度 任 用 職 員 募 集 要 領

1. 受 付 期 間 随 時
2. 身 分 会計年度任用職員
※勤務成績が良好の場合、最大で2回まで更新される場合があります。
3. 募 集 業 務 別紙業務別募集一覧をご確認ください。
4. 任 用 期 間 採用日～令和7年3月31日
5. 給 与 給与は一般職員の給与に関する条例等に基づき、報酬、費用弁償＜通勤費（上限有）＞、時間外勤務手当に相当する報酬、期末手当など、それぞれの支給条件に応じて支給されます。
※報酬は学歴・職歴による加算があります。（上限あり）
※期末手当は、次のいずれにも該当する場合に支給します。
①令和6年度中の任用期間が6か月以上であること
②基準日（6月1日、12月1日）に任用されていること
③基準日以前6か月における勤務時間が週あたり15時間30分以上であること
※報酬、費用弁償及び期末手当の額は、条例改正等により変更されることがあります。
6. 休 暇 年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇、結婚休暇、産前産後休暇等の制度があります。
7. 社 会 保 険 等 勤務条件に応じ、一定の要件のもと、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
8. 公 務 災 害 労働者災害補償保険または岩見沢市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例の適用になります。
9. 服 務 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。（営利企業への従事等の制限を除く。）
10. 申 込 方 法 別紙申込書を申込先まで提出または郵送してください。
郵便の場合は宛先に申込先の部署名を記入願います。
その他、不明な点等ございましたら、申込先へお問い合わせ願います。

- 1 1. 申 込 資 格 次の事項に該当する方は応募できません。
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 岩見沢市職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- 1 2. そ の 他 ・ この選考において提出された書類は、一切返却しません。
- ・ この選考において市が収集した個人情報、選考及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。

～採用までの流れ～

